

記載要領等	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（特例措置）
-------	--

《記載要領等》

1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

- (1) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 9 号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- (2) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 9 号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- (3) 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2 「期限の到来した事由」中

- (1) 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 3 項において準用する同法第 70 条の 7 第 4 項第 1 号に該当した場合又は同法第 70 条の 7 の 6 第 3 項若しくは同法第 70 条の 7 の 8 第 3 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 4 項第 1 号に該当した場合をいいます。
- (2) 「適格合併・適格交換等」とは、同法第 70 条の 7 の 5 第 3 項において準用する同法第 70 条の 7 第 4 項第 2 号に該当した場合又は同法第 70 条の 7 の 6 第 3 項若しくは同法第 70 条の 7 の 8 第 3 項において準用する第 70 条の 7 の 2 第 4 項第 2 号に該当した場合をいいます。
- (3) 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の 7 の 5 第 3 項において準用する同法第 70 条の 7 第 5 項第 2 号に該当した場合又は同法第 70 条の 7 の 6 第 3 項若しくは同法第 70 条の 7 の 8 第 3 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 2 号に該当した場合をいいます。
- (4) 「合併により消滅」とは、同法第 70 条の 7 の 5 第 3 項において準用する同法第 70 条の 7 第 5 項第 3 号に該当した場合又は同法第 70 条の 7 の 6 第 3 項若しくは同法第 70 条の 7 の 8 第 3 項において準用する第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 3 号に該当した場合をいいます。
- (5) 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の 7 の 5 第 3 項において準用する同法第 70 条の 7 第 5 項第 4 号に該当した場合又は同法第 70 条の 7 の 6 第 3 項若しくは同法第 70 条の 7 の 8 第 3 項において準用する第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 4 号に該当した場合をいいます。
- (6) 「会社分割」とは、同法第 70 条の 7 の 5 第 3 項において準用する同法第 70 条の 7 第 5 項第 5 号に該当した場合又は同法第 70 条の 7 の 6 第 3 項若しくは同法第 70 条の 7 の 8 第 3 項において準用する第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 5 号に該当した場合をいいます。
- (7) 「組織変更」とは、同法第 70 条の 7 の 5 第 3 項において準用する同法第 70 条の 7 第 5 項第 6 号に該当した場合又は同法第 70 条の 7 の 6 第 3 項若しくは同法第 70 条の 7 の 8 第 3 項において準用する第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 6 号に該当した場合をいいます。

3 「事由が生じた年月日」とは、

- (1) 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。

＜納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（特例措置） 記載要領等＞

- (2) 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - (3) 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
 - (4) 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
 - (5) 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - (6) 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
 - (7) 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「2 差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額の明細」欄は、差額免除（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 12 項各号・同条第 13 項各号・同法第 70 条の 7 の 6 第 13 項各号・同条第 14 項各号・同法第 70 条の 7 の 8 第 17 項）又は追加免除（同法第 70 条の 7 の 5 第 14 項第 1 号・同法第 70 条の 7 の 6 第 15 項第 1 号・同法第 70 条の 7 の 8 第 17 項）のいずれかの規定に該当し、税額の免除を受けた場合には、該当する免除規定及び免除された猶予中贈与税・相続税額を記載します。
- 5 「3 再計算免除贈与税・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 20 項において準用する同法第 70 条の 7 第 24 項による通知又は同法第 70 条の 7 の 6 第 21 項若しくは同法第 70 条の 7 の 8 第 12 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 25 項による通知があった場合に記載します。
- 6 「認可決定日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 20 項において準用する同法第 70 条の 7 第 21 項又は同法第 70 条の 7 の 6 第 21 項若しくは同法第 70 条の 7 の 8 第 12 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 22 項に規定する「認可決定日」をいいます。
- 7 「剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 20 項において準用する同法第 70 条の 7 第 21 項第 2 号に掲げる金額又は同法第 70 条の 7 の 6 第 21 項若しくは同法第 70 条の 7 の 8 第 12 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 22 項第 2 号に掲げる金額をいいます。